



～ エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている事業者の

前向きなチャレンジを応援します！ ～

「新規事業展開応援補助金」のご案内

エネルギー・原材料価格高騰の影響を踏まえ、経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換など、新しい取組にチャレンジしようとする事業者を応援する補助金を交付します。

1. 対象者

見附市内に事業所等を有している事業者で、下記の売上減少要件に該当する事業者

売上減少要件	エネルギー・原材料価格高騰による経済社会活動の変化により、2022 年 1 月以降の任意の 1 か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019 年～2021 年の同月と比較して 5 %（付加価値額の場合は 10%）以上減少していること
--------	---

2. 補助対象事業

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換など、エネルギー・原材料価格高騰による経済社会活動の変化に対応するための前向きな取組であること。

申請する事業と目的が同一の事業や機械装置等について、他の補助金と併用していない取組であること。

3. 補助対象経費

新しい取組へのチャレンジに伴って発生する経費で、以下のいずれかに当てはまるもの

①機械装置等費、②開発費、③展示会等出展費、④広報費、⑤外注費

4. 補助額

対象経費※（①～⑤）の $\frac{1}{2}$ （千円未満切捨て）上限 **50 万円**

※公租公課（消費税、地方消費税）を除く

5. 申請期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）～ 令和 7 年 7 月 4 日（金）

6. 申請に必要な書類

- ① 新規事業展開応援補助金交付申請書
- ② 補助対象経費が確認できる資料（見積書の写しなど）

7. 申請方法

申請に必要な書類①～②を用意し、窓口までご持参下さい。

8. 補助金交付までの流れ

- （1）「新規事業展開応援補助金交付申請書」を提出してください。
- （2）申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。
- （3）事業が完了した後、実績報告書を提出してください。
- （4）報告書の内容を確認し、補助金を交付します。

※補助金交付要領および申請手順、申請書等については、市ホームページをご確認ください。

<お問い合わせ／申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市地域経済課商工労働係

電話：0258-62-1700（内線：231） MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp